

住宅及び世帯に関する基本集計とは

平成 30 年住宅・土地統計調査における住宅及び世帯に関する基本集計とは、住宅の建築の時期、所有の関係、居住室の広さ、家賃や、家計を主に支える者の年齢、従業上の地位、世帯の年間収入など、住宅及び世帯に関する基本的な項目について、全国、都道府県、市区町村などの別に集計した結果（確定値）である。

集計した結果の一覧については、下記 URL の「統計表一覧」を参照のこと。

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html>

また、宮崎県の結果の概要については、宮崎県のホームページを参照のこと。

用語の解説

住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。なお、いわゆる「廃屋」については、この調査では住宅としていない。

専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅

店舗その他の併用住宅

店舗、作業場、事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

主世帯

1 住宅に 1 世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1 住宅に 2 世帯以上住んでいる場合には、そのうち主の世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とした。

普通世帯

住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした（主世帯は全て「普通世帯」）。

高齢者のいる世帯

65 歳以上の世帯員がいる主世帯を「高齢者のいる世帯」とし、次のとおり区分した。

- ・ 高齢単身世帯

65 歳以上の単身の主世帯

- ・ 高齢者のいる夫婦のみの世帯

夫婦とも又はいずれか一方のみが 65 歳以上の夫婦のみの主世帯

その他の用語は、『平成 30 年住宅・土地統計調査 調査の結果 用語の解説』を参照のこと。

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html>